その二

住所	氏名（ふりがな）	生年月日	性別	登録年月日	住民票作成日転入届出日	抹消（理由及びその年月日）	投票区	備考
								市(区)(町)(村)選挙管理委員会印

備考

1　法第28条の規定により記載の修正又は訂正をしたときは、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

2　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第29条の該当事項を記載しなければならない。

3　令第10条第２項の規定により投票人名簿登録証明書を交付したとき又は令第74条第４項の規定により国民投票郵便等投票証明書を交付したとき若しくは令第75条第４項の規定による記載をしたときは「備考」欄にその旨及び交付（記載）年月日を、令第84条第２項の規定により南極投票人証を交付したときは「備考」欄にその旨、交付年月日及び有効期間を記載しなければならない。

4　投票人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第18条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である場合又は同令第59条の３第１項に規定する郵便等投票証明書の交付を受けている場合若しくは同令第59条の３の２第４項の規定による記載を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨を、同令第59条の７第１項に規定する南極選挙人証の交付を受けている場合にあっては「備考」欄にその旨及び有効期間を記載しなければならない。

5　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第二号様式備考１中「に表示若しくは訂正等をしたとき、」を「の記載の訂正等をしたとき又は」に改め、「又は令第８条の規定により表示の消除をしたとき」を削る。

別記第三号様式備考１中「に表示（令第８条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは」を「の記載の」に改める。

別記第六号様式を次のように改める。

別記第六号様式（在外投票人名簿等の様式）（第四条関係）

最終住所又は本籍		氏名（ふりがな）	生年月日	性別
最終住所 本籍				
登録	年月日	経由領事官の名称等	（国名等　　）	
抹消 （理由及び その年月日）	年月日	在外投票人証の交付	在外投票人証 の交付番号	
			変更・再交付　年月日 （経由した領事官　　） 交付番号	
			変更・再交付　年月日 （経由した領事官　　） 交付番号	
本籍				

備考	
	市(区)(町)(村)選挙管理委員会印

備考

1　「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。

2　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。

3　「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第６項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由した領事官（規則第16条第２項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。）を記載しなければならない。

また、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

4　投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の６第３項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

5　「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。

6　法第41条の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

7　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第七号様式備考２中「に表示若しくは訂正等をした場合、」を「の記載の訂正等をした場合又は」に改め、「又は令第28条の規定により表示の消除をした場合」を削る。

別記第八号様式備考２中「に表示（令第28条の規定により表示の消除をしたときを除く。）若しくは」を「の記載の」に改める。

附　則

この省令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十一号）の施行の日（平成二十五年六月三十日）から施行する。

○総務省令第六十四号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十四号）の施行に伴い、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第六条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十一日　　総務大臣　新藤　義孝

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第六条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令の一部を改正する省令

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第六条に規定する特定間伐等の実施又は助成に要する経費等を定める省令（平成二十年総務省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第六条」を「第七条」に改める。

第一条（見出しを含む。）中「第六条」を「第七条」に改める。

第二条の見出し中「第六条」を「第七条」に改め、同条中「第六条」を「第七条」に改め、同条第一号中「第五条」を「第六条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。